

坂井市設備投資支援事業補助金

地域を支える中小企業の持続的な成長を図ることを目的として、市内の中小企業者が賃上げ余力を確保するために取り組む生産性向上や省力化に向けた設備投資を支援します。

<補助対象要件>

- 雇用保険被保険者を1名以上継続して雇用
- 補助事業終了後3年間において、付加価値額を年率3.0%以上増加
- 一人当たり平均給与支給額を前年同月(連続2ヶ月間)と比較して1.5%以上増加

<受付期間>

令和8年6月22日(月) ～ 令和8年7月31日(金) 17:00

<補助率等>

補助率： 2/3 補助上限額： 300万円 採択予定数： 5～8事業者程度

<対象経費>

機械装置、器具備品、ソフトウェア及び情報システムの取得、製造、性能向上を伴う改良並びに運搬及び据付に要する経費。(新品に限る)

<申請方法>

坂井市商工会ホームページから様式をダウンロードの上、交付申請書に必要書類を添えて、最寄り商工会窓口にご提出ください。

申請する前に、必ずお近くの商工会へお早めにご相談ください。

ご相談・お問合せ先

坂井本所 TEL 0776-66-3324

三国支所 TEL 0776-82-5055

丸岡支所 TEL 0776-66-6555

春江支所 TEL 0776-51-2211